

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 IGL 学園福祉会が開設する IGL 居宅介護支援事業所ゆうゆう（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は居宅において要介護状態（経過的要介護状態を含む）にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等にに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 IGL 居宅介護支援事業所ゆうゆう
- ② 所在地 広島市安佐北区安佐町後山12415番地5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 5名（常勤3名・内1名管理者兼務 非常勤2名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで（日曜日・1月1～2日は休み）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市内の安佐南区域・安佐北区域とする。

(指定居宅の介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 相談室又は利用者の居宅等
- ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会）
- ③ サービス担当者会議の開催場所 相談室又は利用者の居宅等
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回以上/月

（指定居宅介護支援の内容）

第8条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- ③ その他の便宜の提供

（利用料）

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。（小数点第一位切上げ）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置）

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有する。
 - ・個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・運営やサービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 職員の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい職員については、配慮を行う。
 - ・職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、職員間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を決定し、職員間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づき、個別の状況に即したケアを検討する。

- ・ アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・ 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
 - ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ ①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体の拘束等）

第12条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

② 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者又は利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、目的及び身体的拘束等を行う時間帯、期間等を文書で説明を行い、同意を得る。

③ 第1項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び関係職員等により検討会議を開催し、「緊急やむを得ない」要件を満たしているか、厳密に検討する。また身体的拘束等に関する経過観察記録を整備する。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

② 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

③ 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとする。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第14条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

(苦情)

第15条 利用者は、介護支援専門員のサービスに対しての要望又は苦情等について苦情受付担当者に申出ることができる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

② 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 安佐北区域保健・医療・福祉推進連絡会議

② 安佐北地域介護支援専門員連絡会議の研修

③ その他の研修

2 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間又は5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(施行)

第18条 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の一部を、平成13年6月1日より改正する。
- 2 この規程の一部を、平成14年4月1日より改正する。
- 3 この規程の一部を、平成15年7月1日より改正する。
- 4 この規程の一部を、平成15年11月1日より改正する。
- 5 この規程の一部を、平成16年4月1日より改正する。
- 6 この規程の一部を、平成16年7月1日より改正する。
- 7 この規程の一部を、平成17年10月1日より改正する。
- 8 この規程の一部を、平成18年4月1日より改正する。
- 9 この規程の一部を、平成19年8月1日より改正する。
- 10 この規程の一部を、平成22年1月1日より改正する。
- 11 この規程の一部を、平成22年4月12日より改正する。
- 12 この規程の一部を、平成22年6月1日より改正する。

- 1 3 この規程の一部を、平成24年9月26日より改正する。
- 1 4 この規程の一部を、平成25年4月4日より改正する。
- 1 5 この規程の一部を、平成25年7月1日より改正する。
- 1 6 この規程の一部を、平成25年9月1日より改正する。
- 1 7 この規程の一部を、平成25年12月1日より改正する。
- 1 8 この規程の一部を、平成26年7月1日より改正する。
- 1 9 この規程の一部を、平成26年11月1日より改正する。
- 2 0 この規程の一部を、平成27年5月1日より改正する。
- 2 1 この規程の一部を、平成27年12月1日より改正する。
- 2 2 この規程の一部を、平成28年4月1日より改正する。
- 2 3 この規程の一部を、平成28年10月11日より改正する。
- 2 4 この規程の一部を、平成28年12月1日より改正する。
- 2 5 この規程の一部を、平成29年2月1日より改正する。
- 2 6 この規程の一部を、平成29年4月1日より改正する。
- 2 7 この規程の一部を、平成29年6月1日より改正する。
- 2 8 この規程の一部を、平成30年10月1日より改正する。
- 2 9 この規程の一部を、平成31年4月1日より改正する。
- 3 0 この規程の一部を、令和2年10月1日より改正する。
- 3 1 この規程の一部を、令和3年1月1日より改正する。
- 3 2 この規程の一部を、令和3年3月1日より改正する。
- 3 3 この規程の一部を、令和3年8月1日より改正する。
- 3 4 この規程の一部を、令和4年4月1日より改正する。
- 3 5 この規程の一部を、令和5年1月1日より改正する。
- 3 6 この規程の一部を、令和5年2月16日より改正する。
- 3 7 この規程の一部を、令和5年4月1日より改正する。
- 3 8 この規程の一部を、令和5年7月19日より改正する。
- 3 9 この規程の一部を、令和5年11月1日より改正する。
- 4 0 この規程の一部を、令和6年3月1日より改正する。
- 4 1 この規程の一部を、令和6年4月1日より改正する。
- 4 2 この規程の一部を、令和7年1月1日より改正する。
- 4 3 この規程の一部を、令和7年2月1日より改正する。